

1 制度概要

(1) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局について

- 少子高齢化の進展を受け地域包括ケアシステムの構築が進む中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を持つ薬局を都道府県知事が認定し、名称表示を可能とする制度（令和3年8月1日施行）。

地域連携薬局	入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 (認定要件※：構造設備、医療提供施設との情報共有、業務実施体制、在宅医療への対応)
専門医療機関連携薬局	がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 (認定要件※：構造設備、医療提供施設との情報共有、業務実施体制)

(※ 認定要件の詳細は、参考資料 1「地域連携薬局の認定基準」、参考資料 2「専門医療機関連携薬局の認定基準」を参照)

(2) 東京都薬事審議会の関与について

- 医薬品医療機器等法第3条第1項及び同法施行令第1条の3により、地方薬事審議会は連携薬局の認定事務を調査審議することとされている。
- 都においては、都内各医療圏の連携薬局の認定数等について、東京都薬事審議会に報告する。(R3.1.22.東京都薬事審議会決定)

2 都の認定状況（令和5年10月末現在）

- 地域連携薬局 670件（23区内 484件、市町村内 186件）
- 専門医療機関連携薬局 17件（23区内 17件、市町村内 0件）

参考：令和4年12月末現在
 地域連携薬局 623件
 専門医療機関連携薬局 13件

(※ 詳細は、参考資料 3「都内二次保健医療圏・区市町村別の認定件数」、参考資料 4「都道府県別の認定件数」を参照)

3 都の監視指導・普及啓発の状況

- 同法第69条第3項に基づき、都薬事監視員が認定を取得した全薬局を対象として順次立入調査を実施している。連携薬局に係る法令・認定基準の遵守状況を確認するほか、質向上に向けた指導を行っている。これまでに地域連携薬局 416件、専門医療機関連携薬局 13件へ立入調査を実施した（令和5年10月末時点）。
- 都ホームページでの都民向けサイトや、「薬と健康の週間」期間の街頭キャンペーンや都内保健所でのリーフレット配布を通じて普及啓発を行っている。（内容は、参考資料 5「地域連携薬局の普及啓発資材」を参照）